

石井町建設工事等一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、石井町が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「一般競争入札」とは、建設工事等の概要を公告することにより、参加希望者を公募し審査の結果、参加資格要件を満たす者について、入札参加を認める競争入札の方式をいう。

(対象工事等)

第 3 条 建設工事は請負対象設計金額が 1,000 万円以上、測量、建設コンサルタント業務等は、請負対象金額が 500 万円以上の場合に一般競争入札の対象とすることができる。

2 請負対象設計金額が前項に規定する金額未満の建設工事等において当該建設工事等の内容等に特別な理由があるものについては、一般競争入札の対象とすることができる。

(入札の公告)

第 4 条 一般競争入札に付そうとするときは、石井町財務規則（昭和 42 年規則第 2 号）（以下「財務規則」という。）第 98 条及び石井町水道事業会計規程（平成 26 年水道事業管理規程第 1 号）（以下「水道事業会計規程」という。）第 110 条の規定に基づき、掲示その他の方法により公告するものとする。

(入札参加者の参加資格要件)

第 5 条 入札参加希望者は次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 公告日において、財務規則第 97 条の 2 第 2 項及び水道事業会計規程第 109 条第 2 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (3) 公告日から入札日までの期間に石井町又は徳島県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、入札に参加することに支障があると認められる者でないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、町長は建設工事等の内容に応じて、入札参加資格として、次に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 地理的条件（本店又は営業所等の所在地）
- (2) 経営事項審査の評点又は等級に関する事項
- (3) 対象とする建設工事等に係る技術者の配置に関する事項
- (4) 同種又は類似の建設工事等の実績に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(入札の参加申請)

第 6 条 入札参加希望者は、町長が指定した期日までに、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）及び町長が必要と認める書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）

を提出しなければならない。この場合における入札参加資格確認申請書等の提出方法は、公告において明示するものとする。

2 提出された入札参加資格確認申請書等は、当該建設工事等の入札参加資格の審査資料以外の資料として使用しないものとする。

3 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しないものとする。

(入札参加申込者への通知)

第 7 条 入札参加者は、入札参加資格確認申請書等を提出した者の中から参加資格要件の有無について町長が決定するものとし、審査については、石井町建設工事指名審査委員会の意見を聴くものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、承認する決定をした場合は、当該申請者に一般競争入札参加資格承認通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の審査の結果、承認しない決定をした場合は、当該申請者に一般競争入札参加資格非承認通知書（様式第 3 号）により通知する。

4 前項の規定による通知を受けた者は通知の日の翌日から起算して 5 日以内（町の休日を除く。）に町長に対して、その理由についての説明を書面により求めることができるものとする。

5 参加資格要件を満たしていないと認められた者が説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。

6 町長は第 4 項の説明を求められたときは、説明を求めることができる期日の翌日から起算して 5 日以内（町の休日を除く。）に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

7 前項の手続は、入札事務の執行を妨げないものとする。

(入札参加者の承認の取消し)

第 8 条 町長は前条第 2 項の規定に基づく通知の後に承認する者が第 5 条の規定に基づく入札参加資格要件を満たさなくなったと認めたとき及び入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該承認を取消し、その旨を通知するものとする。

(設計書、仕様書等の閲覧等)

第 9 条 一般競争入札に付する建設工事等の設計書、仕様書等（以下「設計書等」とする。）は公告後速やかに閲覧等に応ずるものとし、閲覧の期間及び場所等は公告において明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは設計書等を配布することができるものとする。この場合において配布期間、配布場所及び配布方法を公告において明示するものとする。

(質問等)

第 10 条 設計書等に対する質問は、原則として設計書等の閲覧又は配布を開始した日の翌日から町長が指定する期日までに質問書（任意様式）により、行うものとする。

2 前項の質問書の提出方法及び提出場所等は、公告において明示するものとする。

3 前項の質問書に対する回答方法及び回答期日等は、公告において明示するものとする。

(入札の参加)

第 11 条 入札の参加者は、入札のため入札会場へ入場するとき、一般競争入札参加承認通知書（様式第 2 号）の提示を係員から求められた場合は速やかに提示しなければならない。

(落札者の決定)

第 12 条 予定価格の制限の範囲内の金額のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回る入札は失格とする。

2 町長は、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あったときは、くじにより落札者を決定することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。